

令和2年度 新発田市の決算状況

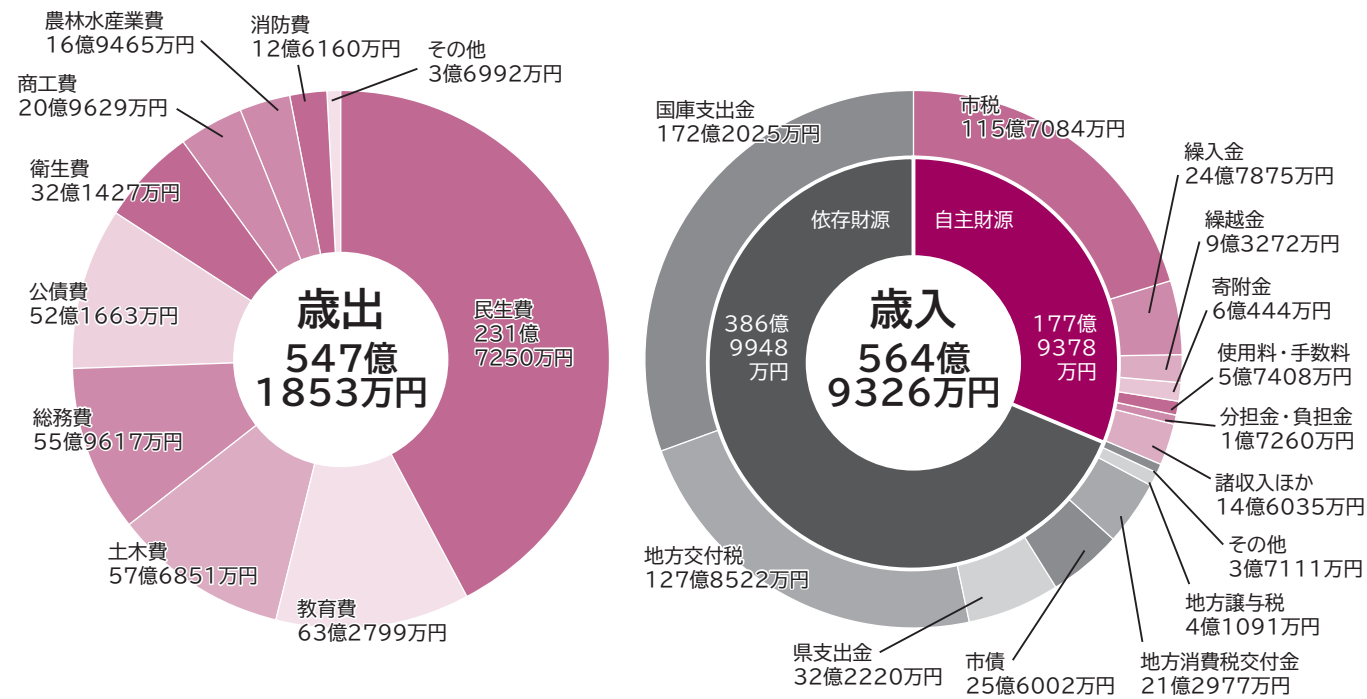
【問合せ先】
財務課財務係
(☎28-9610)

詳しい内容は、市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

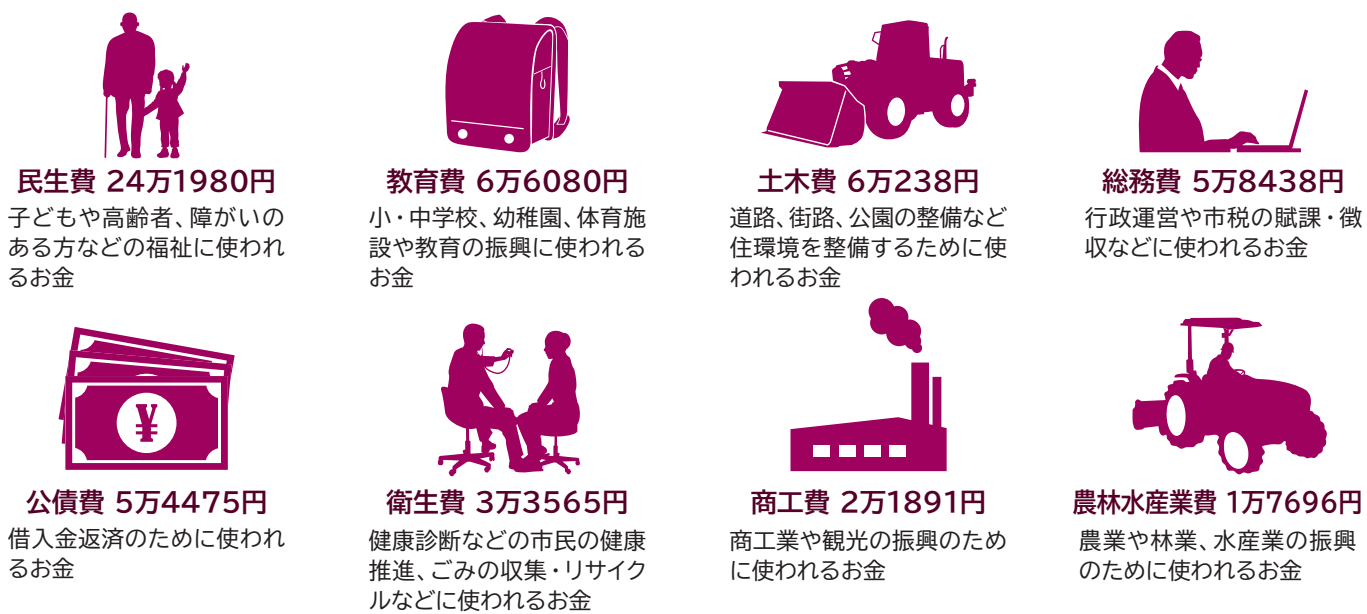
一般会計

歳出 547 億 1853 万円（対前年度比 30. 1 %増）
歳入 564 億 9326 万円（対前年度比 31. 4 %増）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応により過去最大の決算規模となりました。
歳出では、特別定額給付金事業などにより民生費の占める割合が最多となったほか、大雪の影響による土木費（除雪費）や小・中学校へのタブレット端末配備により教育費が大幅に増加しました。
歳入では、新型コロナウイルス感染症対応としての国庫支出金が大幅に増加したほか、除雪費に対応するための地方交付税や財政調整基金からの繰入金が増加しました。



市民一人当たりの「一般会計」の歳出額は **57万1401円**です



※人口は令和2年度末の住民基本台帳人口95,762人によります

特別会計

歳出総額203億7151万円（対前年度比0. 5 %減）

特別会計は、市が特定の事業を行う場合、その事業で得られる収入を財源として支出するため、一般会計とは区別して経理する会計です。

- ◆**土地取得事業 2673万円（9053. 4%増）**
用地の先行取得、処分などにかかった経費
- ◆**国民健康保険事業 88億1256万円（2. 5%減）**
国民健康保険法に基づく医療サービスなどにかかった経費
- ◆**介護保険事業 101億7883万円（2. 1%増）**
介護予防サービスなどにかかった経費
- ◆**後期高齢者医療 10億8970万円（7. 9%増）**
高齢者の医療の確保の法律に基づく医療サービスなどにかかった経費
- ◆**宅地造成事業 1372万円（20. 8%減）**
宅地として整備した用地の売却・維持管理などにかかった経費
- ◆**食品工業団地造成事業 1億256万円（62. 6%減）**
岡田地区に食品工業団地として整備した用地の維持管理にかかった経費
- ◆**コミュニティバス事業 1億3890万円（7. 3%減）**
コミュニティバス運行・市街地循環バス運行などにかかった経費
- ◆**藤塚浜財産区 850万円（32. 3%増）**
藤塚浜財産区所有地の維持管理・財産区における地域振興事業助成にかかった経費

※金額は歳出総額。（ ）内は対前年度比

下水道事業会計

支出総額87億6921万円（対前年度比0. 5 %増）

「下水道事業会計」は、下水道施設の維持管理・整備経費の収支を扱う会計です。

会計名	内 容	収 入	支 出	収 支
収益的収支	家庭からの排水を処理するための収支	33億5858万円	33億4923万円	935万円の純利益
資本的収支	下水道施設の整備などに関する収支	48億3768万円	54億1998万円	5億8230万円の収入不足

※資本的収支の収入不足額は、損益勘定留保資金などで補填しました

水道事業会計

支出総額35億4208万円（対前年度比0. 3 %増）

「水道事業会計」は、上水道の施設維持管理経費や施設整備経費の収支を扱う会計です。

会計名	内 容	収 入	支 出	収 支
収益的収支	水道水をつくり、家庭に届けるための収支	22億2098万円	20億548万円	2億1550万円の純利益
資本的収支	浄水・配水施設の工事や配水管の整備などに関する収支	4億8792万円	15億3660万円	10億4868万円の収入不足

※資本的収支の収入不足額は、損益勘定留保資金などで補填しました

基金残高(貯金)は目安としている30億円を維持しています

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と緊急経済対策の両立のため、感染状況に応じてさまざまな施策を実施してきましたが、いまだに同感染症の収束は見通せない状況にあります。近年の自然災害の発生状況も踏まえ、財政調整基金残高や財政指標、市債残高などにより財政状況を把握し、適正な財政運営を行います。

【財政調整基金】

市の貯金である財政調整基金残高は、令和2年度末で32億2598万円となり、前年度に比べ約9億7000万円減少しましたが、積立規模の目安としている30億円を維持しています。

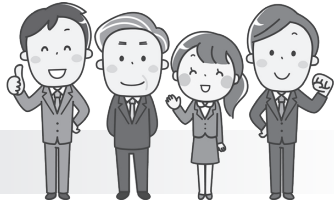
【財政指標】

借入金の返済額などの大きさを市の財政規模に対する割合で表した「実質公債費比率」は7. 0 %で、自主的な財政健全化が必要となる25 %を大きく下回っています。これは、県内20市の平均10. 4 %よりも良好な状況です。

【市債残高】

一般会計の市債残高(借金)は498億4375万円で、市民一人当たりに換算すると51万7932円となり、県内20市の中で少ない方から3番目です。

市職員の給与や職員数などを公表します



問合せ先＝人事課人事係（ヨリネスしばた5階、☎28-9520）

市の人事行政の公平性と透明性を高めるために、職員の給与や定員管理などの実態を公表します。ご不明な点など、詳しくはお問い合わせください。

1 職員数の状況

① 部門別職員数の状況

部 門		職員数（人）		対前年 増減数
		R3.4.1現在	R2.4.1現在	
一般会計	議 会	7	7	－
	企画総務	181	184	△3
	税 務	50	50	－
	民 生	230	229	1
	衛 生	63	65	△2
	労 働	2	2	－
	農林水産	30	30	－
	商 工	23	22	1
	土 木	66	66	－
	教 育	123	127	△4
特別会計		39	38	1
小 計		814	820	△6
企業会計	水 道	28	28	－
	下 水 道	23	24	△1
総 計		865	872	△7

② 職員数の推移

H28.4.1 現在	H29.4.1 現在	H30.4.1 現在
885人	872人	868人

H31.4.1 現在	R2.4.1 現在	R3.4.1 現在
873人	872人	865人



2 職員の給与の状況

① 人件費の状況（令和2年度決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
75,090,038千円	7,495,509千円	10.0%

※人件費には企業会計（下水道課と水道局）以外の職員の給与のほか、議員や各種委員報酬も含まれます

② 職員給与費の状況（令和3年度予算）

職員数（A）	給与費				一人当たりの 給与費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
810人	2,942,124千円	381,044千円	1,157,504千円	4,480,672千円	5,532千円

※企業会計（下水道課と水道局）に属する職員を除いた職員給与費の状況です
※給与費は、6月補正予算に計上された額で、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みません
※職員手当は、退職手当を含みません

③ 職員の平均年齢及び平均給料月額などの状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.6歳	316,508円	363,413円
技能労務職	45.0歳	265,164円	275,260円
教育職（幼稚園教諭）	41.4歳	311,940円	332,872円
企業職（水道局）	43.2歳	314,111円	357,132円

※「平均給料月額」とは、各区分の職員の基本給の平均です
※「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です
※「一般行政職」には、下水道課職員を含みます



④ 職員の主な手当の状況（令和3年4月1日現在）

区分	新発田市（手当の支給割合は県と同じ）		
期末手当・勤勉手当	1人当たり平均支給額（令和2年度）1,374千円		
		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.275月分 (0.70月分)	0.925月分 (0.45月分)
	12月期	1.275月分 (0.70月分)	0.925月分 (0.45月分)
	【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置有り		
退職手当		自己都合	早期退職募集・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	【加算措置の状況】 定年前早期退職特例措置有り		
	1人当たり平均支給額 11,860千円		

※退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です
※期末手当・勤勉手当の（ ）内は、再任用職員（短時間勤務）に係る支給割合です

⑤ 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額など
給料	市 長	900,600円 (948,000円)
	副市長	691,600円 (728,000円)
	教育長	617,500円 (650,000円)
報酬	議 長	498,000円
	副議長	428,000円
	議 員	396,000円
期末手当	市 長	3.30月分
	副市長	
	教育長	
	議 長	
	副議長	
	議 員	

※市長・副市長・教育長の給料は、平成31年4月1日から令和4年11月30日までの間、減額しています。（ ）内は、減額措置を行う前の額です

3 職員の分限及び懲戒処分などの状況（令和2年度）

区分		人数	処分理由
分限処分	分限処分者数	20人	心身の故障
	うち休職状態にある者の数	20人	心身の故障
懲戒処分	懲戒処分者数	2人	職務上の義務違反

※分限処分とは、一定の事由により、職員がその職責をじゅうぶんに果たすことが期待できない場合に行う処分です
※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して科する制裁です

詳しい内容や、職員の任免・勤務条件・休業・研修などの状況については、人事課でご覧いただけるほか、市ホームページにも掲載しています。

